

十一の被解産職工三名は関東印刷労働組合幹
 部春日庄次郎、寺西三郎を同伴で場内に入り他
 の職工等と並んで後に来い、就中協議せしめたるを以て
 二場側は労働団体職員及解産者職工の退場を
 要求したるに他の職工ハ之れに憤慨し一同退場し
 力不川区丸の内八番地関東印刷労働組合本
 部へ引揚が協議の結果左記要求事項を提出
 するに決し今日午後七時半迄は神楽町の四二場
 に於て二場主と會見右要求を提出し其認否を
 迫りたると二場主は之を拒絶せり。

一 要求事項

一 賃金を一割五分増額の事

二 今回の中議に對して直接回復の理由に依り絶体
 に犠牲者を出さざること

三 勤務時間回復の事

四 (一) 電氣労組は午前七時三十分始業午後五時終業の外働日は
 午前十時五分午後二時三十分

五 疾病手当の支給を文然とする。

六 療養費支給の協定一週回ん就き五万円二週回ん行ふ十万円一
 上其の割合を此の文然とする。

七 解産者手当を支給する。

八 會社の都合により能率あるものを解産せしめざる時は之の
 趣意以外の勤務一年分を以て之は之とする。分ヶ年以と
 は三十日分、其以上の勤務者ならば一ヶ月を以て之とする
 を信する。